

## 人吉下球磨消防組合財務規則（抜粋）

### 第6章 契約

#### 第1節 通則

##### （適用範囲）

第57条 契約担当者が、売買、貸借、請負その他の契約をする場合は、別に定めるものを除くほか、この章の規定によらなければならない。

##### （契約書の作成）

第58条 契約担当者が、契約の締結をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した契約書を作成し、契約の相手方と共に記名押印のうえ各1通を保持しなければならない。ただし、契約の性質又は目的によつては、必要のない事項は省略することができる。

- (1) 契約の目的
- (2) 契約金額
- (3) 履行期限
- (4) 契約保証金
- (5) 契約履行の場所
- (6) 契約代金の支払又は受領の時期及び方法
- (7) 監督及び検査
- (8) 履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
- (9) 危険負担
- (10) かし担保責任
- (11) 契約に関する紛争の解決方法
- (12) その他必要事項

2 工事の請負について契約書を作成する場合は、管理者が別に定める請負工事契約約款によらなければならない。

##### （契約書の省略）

第59条 前条の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する場合は、契約書の作成を省略することができる。

- (1) 契約金額が30万円を超えない指名競争入札又は随意契約をするとき。
- (2) 物品を売り払う場合において、買受人が代金を即納してその物品を引取るとき。
- (3) せり売りに付するとき。

2 前項各号に掲げる場合においても、不動産の売買又は貸借については、契約書を省略することができない。

3 契約書の作成を省略する場合は、請書を徴さなければならない。ただし、随意契約の場合は、省略することができる。

(契約保証金)

第60条 契約担当者は、消防組合と契約を締結する者をして契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めさせなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部を納付させないことができる。

(1) 契約の相手方が保険会社との間に消防組合を被保険者とする履行保険契約を締結したとき。

(2) 契約の相手方が過去2ケ年の間に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(3) 法令に基づき、延納が認められる場合において確実な担保が提供されたとき。

(4) 物品を売り払う契約を締結する場合において売払代金が即納されるとき。

(5) 随意契約を締結する場合において、契約金額が少額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

2 前項の規定による契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもつて代えさせることができる。

(1) 国債

(2) 鉄道債券、その他政府の保証のある債券

(3) 銀行が振り出し、又は支払保証をした小切手

(4) 銀行又は契約担当者が確実と認める金融機関（銀行を除く。）の保証

(5) 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の保証

(兼職禁止)

第61条 法第234条の2第1項の規定による監督をする者と、同条同項の規定による検査をする者とは、同一の者であつてはならない。ただし、管理者がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

(検査調書の作成)

第62条 法第234条の2第1項の規定による検査を行つた者は、検査を完了した場合におい

ては検査調書を作成しなければならない。

(監督又は検査を委託して行った場合の確認手続)

第63条 契約担当者は、監督又は検査を消防組合の職員以外の者に委託して行わせた場合においては、報告書又は検査調書を徴取し、その確認をしなければならない。

(部分払の限度額)

第64条 契約により、工事若しくは製造その他についての請負契約に係る既済部分又は物件の買入契約に係る既納部分に対して、その完済前又は完納前に代価の一部を支払う必要がある場合における当該支払金額は、工事又は製造については、その既済部分に対する代価の10分の8以内、物件の買入れについては、その既納部分に対する代価を超えることができない。ただし、性質上可分の工事又は製造における完済部分に対してはその代価の金額まで支払うことができる。

## 第2節 一般競争契約

(入札の公告)

第65条 契約担当者は、一般競争入札に付しようとするときは、その入札期日の前日から起算して、少なくとも10日前に新聞、掲示その他の方法により公告しなければならない。ただし、入札者若しくは落札者がいない場合又は落札者が契約を結ばない場合において、さらに入札に付しようとするとき、その他急を要するときには、その期間を5日までに短縮することができる。

(公告事項)

第66条 前条の規定による公告は、次に掲げる事項についてするものとする。

- (1) 競争入札に付する事項
- (2) 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- (3) 契約条項を示す場所
- (4) 競争入札及び開札の場所並びに日時
- (5) 入札保証金に関する事項
- (6) 無効入札に関する事項
- (7) 落札者が契約書の作成を申出ることができる期限
- (8) 契約が議会の同意を要するものであるときは、その旨
- (9) その他必要な事項

(入札保証金)

第67条 契約担当者は、一般競争入札に加わろうとする者をして、その者の見積る契約金

額の100分の5以上の入札保証金を納めさせなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

- (1) 一般競争入札に参加しようとする者が、保険会社との間に消防組合を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- (2) 一般競争入札に参加しようとする者が、過去2年の間に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行しており、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

2 第60条第2項の規定は、契約担当者が入札保証金の納付に代えて担保を提供させる場合に準用する。

（予定価格）

第68条 契約担当者は、一般競争入札に付する事項の価格を当該事項に関する仕様書、設計書等により予定し、その予定価格を記載した書面を封書にし、開札の際、これを開札の場所におかなければならない。

2 予定価格は、一般競争入札に付する事項の価格の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続してする製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約の場合においては、単価についてその予定価格を定めることができる。

3 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。

（最低制限価格）

第69条 前条の規定は、一般競争入札により工事又は製造の請負の契約を締結しようとする場合、あらかじめ最低制限価格を定めるときに準用する。

（最低価格の入札者を落札者とししない場合の通知）

第70条 一般競争入札により工事又は製造の請負の契約を締結しようとする場合において（最低制限価格を設けたときを除く。）、令第167条の10第1項の規定により、最低価格の入札者以外の者を落札者としたときは、最低価格で入札した者を落札者とししない理由を速やかにその者に通知しなければならない。

### 第3節 指名競争契約

（競争参加者の指名）

第71条 契約担当者は、指名競争入札に付するときは、令第167条の11第2項の規定により管理者が定める資格を有する者のうちから競争に参加する者をなるべく5人以上指名し

なければならない。

- 2 前項の場合において、第66条第1号及び第3号から第9号までに掲げる事項をその指名する者に通知しなければならない。

(準用規定)

第72条 第67条から第70条までの規定は、指名競争入札の場合に準用する。

#### 第4節 随意契約

(予定価格)

第73条 契約担当者は、随意契約によろうとするときは、あらかじめ第68条第2項及び第3項の規定に準じて予定価格を定めなければならない。

(見積書の徴取)

第74条 契約担当者は、随意契約によろうとするときは、なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、契約しようとする相手方1人から見積書を徴すればよいものとする。

- (1) 契約の目的又は性質により契約の相手方が特定しているとき。
  - (2) 同一の規格及び品質で売主により価格が異なる物品を購入するとき。
  - (3) 1件の予定価格が10万円を超えない物品の購入又は修繕をするとき。
- 2 契約担当者は、次のいずれかに該当するときは、前項の規定にかかわらず、見積書を徴することを要しないものとする。
- (1) 郵便切手、郵便はがき、印紙、証紙その他法令等により価格が定められているものを購入するとき。
  - (2) 契約の相手方が国、公共団体又は公共的団体である場合において、見積書を徴しなくても支障がないと認めるとき。
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、契約の内容が見積書を必要としないものと認められるとき。

(随意契約の限度額)

第74条の2 令第167条の2第1項第1号に規定する普通地方公共団体の規則で定める額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 工事又は製造の請負 130万円
- (2) 財産の買入れ 80万円
- (3) 物件の借入れ 40万円
- (4) 財産の売払い 30万円

(5) 物件の貸付 30万円

(6) 前各号に掲げるもの以外のもの 50万円

第5節 せり売り

第75条 第65条から第68条までの規定は、せり売りの場合に準用する。